

北海道立子ども総合医療・療育センター医療関連感染対策指針

第1 目的

この指針は、北海道立子ども総合医療・療育センター（以下「センター」という。）における医療関連感染の防止及び感染事例発生時の的確な対応など医療関連感染対策に関する基本的な事項を定め、医療関連感染対策の必要性及び重要性を全職員に周知徹底し、センター共通の課題として積極的に取り組むことにより、患者、全職員、訪問者等を医療関連感染から防御し、安全で快適な医療環境を提供することを目的とする。

第2 定義

（1）医療関連感染

医療関連感染とは、センター環境下で感染・発症した全ての感染症をいう。センター内という環境がなければ発生し得ない感染症はもとより、患者自身の保有する菌による内因性感染であっても入院中に発症したものは医療関連感染となる。

また、入院患者が入院中に感染し、退院後発症した場合や医療従事者が病院内で感染した場合もこれに該当する。

（2）医療関連感染対策の対象者

医療関連感染対策の対象者は、患者（入院、外来を問わない）のみならず、医師、看護師、医療従事者その他職員や業務委託業者、センター外関連企業職員並びに見舞客、訪問者及び実習生などセンターに関係する者全てが対象となる。

（3）発生要因

医療関連感染は、その発生機序から、内因性感染と外因性感染に分けられ、内因性感染は、感染者自身の要因により起こる感染をいい、外因性感染は、医療従事者、医療処置、医療機器及び病院環境により起こる感染をいう。このうち、外因性感染は集団感染につながり得る重要な発生要因である。

第3 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

医療関連感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって極めて重要である。医療関連感染防止対策をセンター全従業員が的確に把握し、より安全性の高い医療提供に努めるものとする。

最も重要なことは、医療関連感染を未然に防止することであり、患者はもとより、職員、訪問者などへの感染機会を可能な限り最小化しなければならない。

なお、感染予防に当たっては、感染対策マニュアル（以下「マニュアル」という。）を遵守し、常に標準予防策（スタンダードプリコーション）の観点に基づいた医療行為を実践するとともに、期せずして医療関連感染が発生した場合には、速やかに原因を補足、評価し、感染の拡大防止と終息に努める。

第4 医療関連感染対策に関する体制の整備

（1）感染対策委員会の設置

センター運営に係る諸会議に関する規程に基づき、センター長を委員長として各部門の責任者が参加し、センターにおける感染対策を推進するための情報収集及び改善策の決定・評価を行う、感染対策に関する最高決定機関として、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会の運営等については、別に定める「センター感染対策委員会運営要綱」による。

(2) 感染防止対策部門の設置

感染防止対策を円滑に運営するために、感染防止対策部門を設置する。センター内の感染防止対策に関するセンター全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど、院内感染防止対策活動の中核的な役割を担う。感染防止対策部門は、感染制御チーム（ICT）・抗菌薬適正使用支援チーム（AST）・感染リンクスタッフ委員会により構成され、1名の院内感染管理者を置く。

(3) 院内感染管理者の配置

感染防止対策部門に院内感染管理者を配置する。院内感染管理者は感染防止担当者と連携・協働の上、センター全般に関わる感染防止対策の立案、計画、実行、評価を含め、感染防止対策のための組織的横断活動を行う。院内感染管理者は、感染制御チーム（ICT）業務の総括を行うとともに、センター長の指示を受け、センター内の総ての感染対策の責任者としてその任を担うこととし、次の業務を行う。なお、ICT委員長を兼ねる。

<院内感染管理者の役割>

- ① ICTの業務に関する企画立案及び評価を行う。
- ② 感染対策に係る体制を確保するための各部門との調整を行う。
- ③ 医療関連感染防止対策にかかる取組事項について、センター内の見やすい場所に掲示し、患者・家族等からの感染対策にかかる相談等に対応する。
- ④ 指針について、随時、内容の見直しを行い、改定が必要な場合は、委員会の承認を受け改定する。
- ⑤ その他感染対策を円滑に推進するため、必要な業務を行う。

(4) 感染制御チーム（ICT）の設置

感染防止対策部門の執行機関として院内感染等の発生及び防止対策に関して、迅速に機動することを目的として、センター長が定める感染制御チーム（ICT）を置く。センターにおける感染対策に関する問題点を把握するとともに改善策を講じるなど、医療関連感染対策活動の中心的な役割を担う組織横断的な実践機関として、感染対策にかかる業務を行う。なお、ICTの運営に関しては、別に定める「ICT運営要綱」による。

(5) 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）の設置

抗菌薬適正使用に関する活動を効果的に行うため、ICT内の専門部会として、抗菌薬適正使用支援チーム（以下、「AST」という。）を置き、抗菌薬適正使用にかかる業務を行う。なお、ASTの運営に関しては、別に定める「AST運営要綱」による。

(6) 感染リンクスタッフ委員会の設置

部署における感染対策を効果的に行うため、ICTの下部組織として、感染防止対策部門の方針に基づき、感染リンクスタッフ委員会（以下、「リンク委員会」という。）を置き、感染対策に係る業務を行う。なお、リンク委員会の運営に関しては、別に定める「感染リンクスタッフ委員会運営要綱」による。

(7) 部署の長の責務

部署の長はICT及びリンク委員会が行う感染対策に係る活動に協力するとともに、所属部署の感染対策を推進する。

(8) 職員の責務

職員は、業務の遂行に当たっては、常日頃から患者への医療、看護等の実施、医療機器の取扱いなどについて、感染防止に細心の注意を払わなければならない。

また、感染対策に係るICT及びリンク委員会の業務に積極的に協力しなければならない。

第5 職員研修の実施

- (1) 医療関連感染防止対策の基本的な考え方及び標準予防策などの具体的な方策について、センター職員への周知徹底を図るために研修会を開催し、職員個々の医療関連感染対策に関する意識と技術の向上を図る。
- (2) 職員研修として、全職員を対象に年2回以上研修会・講習会を開催する。また、新採用職員の研修時など必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果または外部研修の参加実績を記録・保存する。

第6 医療関連感染発生状況の報告

MRSA等の医療関連感染拡大を防止するため、『感染情報レポート』を週1回(週報)作成し、センター職員に情報提供するとともに、週報を取りまとめた月報を翌月の委員会及びICT及びリンク委員会において報告する。

第7 医療関連感染発生時の対応

- (1) 医療関連感染発生時は、医療関連感染の発生した部署(以下「発生部署」という)のセンター職員が直に医療安全推進室(以下「推進室」という)に連絡し、推進室はその状況および患者への対応等を、ICT委員長は委員会委員長へ速やかに報告するとともに全職員へ周知する。また、委員会委員長は報告を踏まえICT委員長へ必要な指示を行う。
- (2) 発生部署のセンター職員および推進室は、ICT委員長と協働して、速やかに発生の原因を究明するとともに、改善案を立案し、実施する。
- (3) 医療関連感染に対する改善案の実施結果は、委員会に報告するとともに、ICT及びリンク委員を通じて速やかに全職員へ周知する。

第8 患者への情報提供と説明

- (1) 職員は、マニュアルに記載された感染対策を実施(遵守)する。感染対策上の疑義についてはICT及びリンク委員等と十分協議する。
- (2) 職員は、自部署の感染対策上の問題発見に努め、ICT及びリンク委員等と協働してこれを改善する。
- (3) 職員は、医療関連感染を防止するため、ワクチン接種を積極的に受けるとともに、定期健康診断を年1回以上受診し、日ごろから自身の健康管理に留意する。
- (4) ICT及び院内感染管理者は、本指針及びマニュアルの見直しが必要な場合は、委員会の議事として取り上げ、検討するとともに、その内容を委員会に提起する。
- (5) 委員会で承認された結果等については、ICT及びリンク委員等を通じて全職員に周知徹底する。

平成20年2月作成
平成22年8月改定
平成23年6月改定
平成27年8月改定
平成26年10月改定
平成27年4月改定
令和2年4月改定